

体重計、調理用はかり等に関する JIS を改正

— 家庭用特定計量器の適正計量を確保し、消費者の商品選択を容易にします —

平成 27 年 8 月 20 日

体重計、調理用はかり等の日本工業規格(JIS)について、適正な計量ができる輸入品の確保や、消費者が計量性能に基づいて商品を容易に選択できるようにする観点等から所要の改正を行いました。

本 JIS は、計量法の家庭用特定計量器の技術基準に引用されており、消費者保護の観点から適正な計量確保に重要な役割を果たしています。

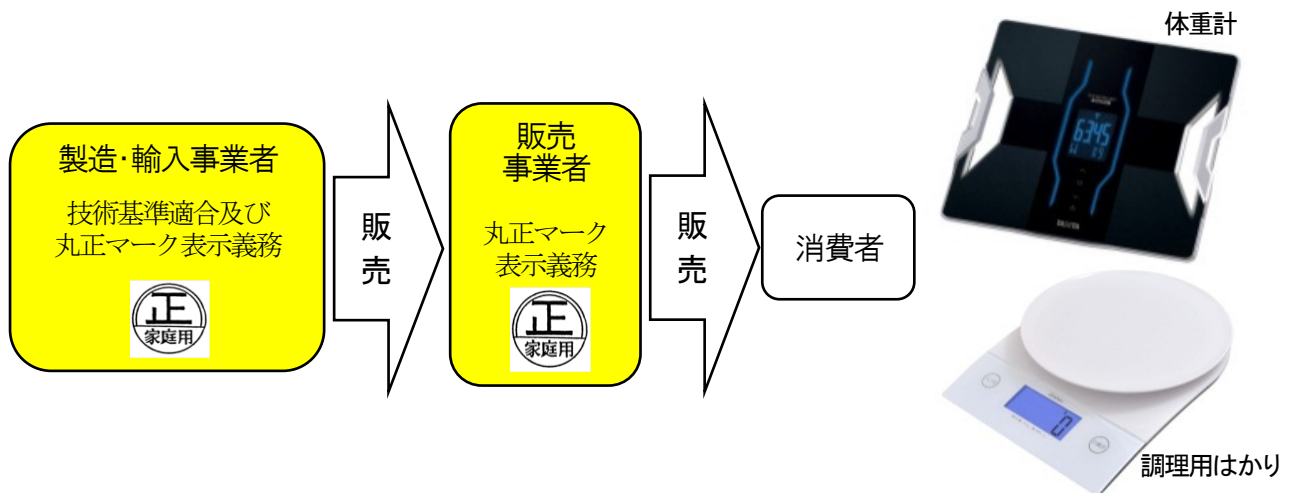
1. 規格改正の目的・背景

体重計、調理用はかり等は、計量法上、家庭用特定計量器^{※1}に位置づけられ、製造事業者又は輸入事業者は、製造又は輸入したこれらの計量器が技術基準^{※2}に適合することを自ら確認し、適合する場合にはそれを証明する表示（自己適合宣言マークである「丸正マーク」）を付さなければなりません。また、これらの計量器を販売する事業者は、丸正マークが表示された計量器でなければ販売することができません。

（※1）主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差（誤差）の基準を定める必要のある計量器。

（※2）技術基準の内容：①構造（製品などへの表示事項、表示機構、耐衝撃性などの計量性能）、②許容誤差

平成 25 年度に経済産業省が実施した試買調査（国内市場から無作為に計量器を購入し、技術基準への適合を確認）の結果、近年新たに規格利用者となった輸入事業者などの理解が十分でない規定ぶりがあることや、高精度又は多様な計量性能をもつ計量器が普及していることが判明しました。こうした状況を踏まえ、今般、JIS B7613（家庭用はかり：一般体重計、乳幼児体重計及び調理用はかり）を改正しました。この改正によって、技術基準を満たさない計量器が減少し、加えて消費者が計量性能に基づいて商品を容易に選択できることが期待できます。



計量法における体重計、調理用はかり等の規制の概要

2. 規格改正の主なポイント

①製造・輸入事業者が適合を確認すべき計量性能・検査方法の明確化等

事業者が確認すべき計量性能・検査方法の一層の明確化、検査における責任関係の明確化、記録保存の規定化等を行いました。

②製品、個装箱及び取扱説明書における表示事項の追加及び明確化

○近年、50g 単位の精度まで計量できる体重計や、パンやクッキーの調理用として微量モードをもつ調理用はかりなど高精度又は多様な計量性能をもつ計量器が増えていることから、消費者が計量性能に基づいて容易に商品を選択できるよう、個装箱に計量範囲や計量精度などの表示付すことを規定しました。

○計量性能としての「ひょう量^{※3}」及び「目量^{※4}」といった用語（表示）は、消費者や販売事業者にとって必ずしも分かりやすいとは言えないので、それぞれ、「最大計量」及び「最小表示」と表示することを認めました。

○販売事業者が計量器の梱包を開けることなく、技術基準に適合している計量器かどうかを確認できるよう個装箱に丸正マークの表示を付すことを規定しました。

（※3）ひょう量：計ることができる最大の質量。

（※4）目量：隣接する目盛標識のそれぞれが表す質量の差。目盛標識は、デジタル表示の場合、数字。

③重力補正に関する規定化

近年普及が進んでいる高精度のはかりには、地域による標高差や南北に長い我が国の特徴（緯度差）を反映した重力加速度の違いを考慮した機能が付加されていることから、こうした重力補正に関する規定化を行いました。

3. 計量法の技術基準の改正予定

本日改正された JIS B7613 を計量法の技術基準である計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）に引用する改正は平成28年1月を予定しています。

【担当】経済産業省 産業技術環境局 国際標準課(03-3501-9283、内線 3426～3427)

(課長)福田 泰和 (担当)永田 邦博、山城 文

【計量法所管】産業技術環境産業局 計量行政室(03-3501-1688、内線 3462～3464)

(室長)三浦 裕幸 (担当)関野 武志、西川 一夫